

第34回社会保障審議会 児童部会	資料 2-1
平成23年2月18日	

社会保障審議会 児童部会

児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

児童福祉法及び児童虐待防止法に関して、児童虐待の防止等を図るなどの観点から親権の在り方についての検討を行うため、社会保障審議会児童部会に「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、法務省及び最高裁判所に参加を求めるほか、特に必要があるとき認めるときは、関係者を招聘して意見の聴取等を行う。

3 検討事項

専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。

- ・ 施設入所中等の児童に係る親権制限の在り方について
- ・ 親権者等がない児童等についての親権行使の在り方について
- ・ 接近禁止命令の在り方について
- ・ 保護者指導に対する裁判所の関与の在り方について
- ・ その他

4 委員会の庶務

専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室において処理する。

児童虐待防止のための親権の
在り方に関する専門委員会
委員名簿

委員名	役職
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
大村 敦志	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
長 秀之	東京家庭裁判所判事
才村 純	関西学院大学人間福祉学部 教授
佐藤 進	埼玉県立大学学長
庄司 順一	青山学院大学教育人間科学部 教授
松風 勝代	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
豊岡 敬	東京都児童相談センター一次長
中島 圭子	日本労働組合総連合会（連合）総合政策局長
松原 康雄	明治学院大学社会学部 教授
水野 紀子	東北大学大学院法学研究科 教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部 教授